

“地域に根ざした” 同友会の活躍

千葉県事例 ～条例ができてこう変わった!①～



千葉県の条例制定は2005年に「経済活性化推進会議(中小企業地域活性化審議会と同様のもの)」を立ち上げ、「千葉の中小企業はどうすれば元気になるのか」という視点から課題を整理したことに始まります。

千葉県の条例制定の特徴は、千葉県の中小企業を元気にするための「ちば中小企業元気戦略」を貫く理念として「千葉県中小企業の振興に関する条例」が策定された点にあります。これは企業でいうところの「理念・方針・計画」にあたります。さらに、このチェック機能として「中小企業活性化部会」が発足し、具体的なPDCAサイクルが確立されました。

千葉県の行政職員の方は、「条例ができたことで行政職員は中小企業振興策の考え方や自分たちの行動の指針を持つことができました」「また、行政として地域経済の根幹が中小企業にあることを記したことで、ますます内容の濃い中小企業政策が可能となっています。」と話します。千葉県では中小企業振興の実行主体である行政と、私たち中小企業家とが、条例づくりとその後の運用のなかで、本当のパートナーシップを発揮しています。

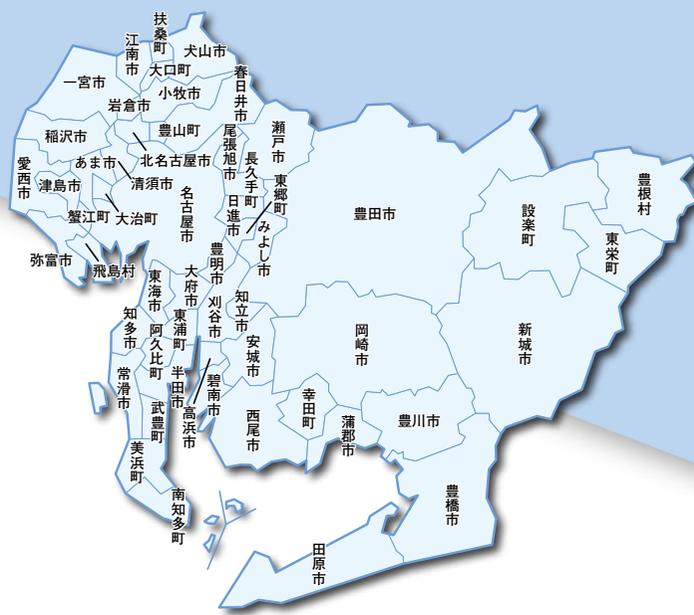
八尾市事例 ～条例ができてこう変わった!②～



八尾市はもともと“中小企業のまち”でしたが、近年の厳しい経営環境のなか廃業が進み、事業所数の減少が深刻な問題となっていました。そうしたなか、中小企業を活性化させる策を考え続けるなかで、2001年に「八尾市中小企業地域経済振興基本条例」が制定されました。

八尾市では、特に中小企業家や地域住民をはじめとした地域の各主体の代表が参加する「産業振興会議(これまでの中小企業地域活性化審議会と同様のもの)」を設置し、自治体の中小企業政策のPDCAを常に保証する体制を早くから確立してきたことに特長があります。このおかげで、自治体の中小企業政策は、実際の中小企業の経営現場に即したものと、常にスパイラルアップが図られています。

なかでも2011年の条例改正では、この産業振興会議が大きな役割を果たし、条例の目指す八尾市の姿(前文)が明確にされるとともに、財政措置や、条例が正しく運用されているかのチェック機能の強化などが新たに盛り込まれました。このように、条例が制定され、その後の運用体制が保証されることで、私たち中小企業にとって、そして地域にとって本当に意味のある中小企業政策が可能となっています。



住みよいい街、
住み続けたいまち

私たちの住む愛知をより豊かで住みやすく、
魅力ある県にするためには
地域に根ざした、中小企業の役割が重要です。
地域の活性化を担うのは私たちです。
今日から私たちが主役です。



それぞれの役割を明確化し
皆が潤う地域づくりを達成しよう!!



日本の真ん中「いきいき愛知」を目指して... 中小企業の取組 地域活性化条例

～環境を改善し共に発展を目指そう～

わたしたちは
「地域に
こだわります」

自分の住む
地域を知ろう
そして皆で
共有しよう...



2010
6/18
「中小企業憲章」が閣議決定されました

閣議決定から1年たち、次のステップとして、いよいよ具体的に各地域ごとに合った条例の制定を作成し推進させる段階です。まず自分の住む地域を知りましょう。

愛知中小企業家同友会
中小企業地域活性化条例委員会
名古屋市中区錦三丁目5番18号 京枝屋ビル4F
電話(052)971-2671 Fax(052)971-5406

活 性 化

わたしたちは
地域に
こだわります

経営環境を改善し中小企業の発展を目指そう!

同友会「3つの目的」のひとつ

まず あなたの住む地域を知ることです。

「条例をつくる」と言うと難しく聞こえがちですが、「条例づくり」は、言いかえれば私たちの地域の「理想像」を表すことです。その地域がどうなっていて欲しいのか、という私たちの「期待」や「願い」をかたちにしたものが条例です。

そのためには、まず私たち一人ひとりが自分の地域を知り、その地域をどうしたいかを考え、**地域に夢を持つこと**が条例制定に向けた「はじめの一步」です。

だから 与えられるものではありません。

地域は私たち中小企業にとって、なくてはならないものです。なぜなら、地域それぞれの特色が、私たち中小企業にも影響を与え、私たち中小企業の特徴にもなっているからです。

また、**人間は必ず地域と関わっています**。皆さんの会社の社員の皆さんも地域と関わり、地域で暮らしています。私たち中小企業家が、地域に働きかけ、地域を守ることは**社員やその家族の暮らしを守る**ことです。

そして 危機感を共有することです。

人が地域に暮らし続けるためには、その地域のなかで産業活動が生き生きと行われ、雇用と所得が産み出され、地域内でお金が循環し続けなければ中小企業の経営も行きづまってしまう。活力ある**地域にとって、お金の循環をさせる**ことが重要です。

もし、このお金の循環が止まってしまうと地域で生み出されたお金は、どんどん他の地域へ出ていくことになります。そうすると、地域はどんどんやせ細ってしまい、いずれ人が生活できない場となってしまいます。**自分たちが住み続ける地域、社員やその家族が住み続ける地域を守る**ため、今こそ地域経済を担う私たち中小企業家が声を上げ、中小企業地域活性化条例制定に向けて動き出さなければなりません。

～中小企業地域活性化条例ができる、どうなるの?～

イメージフロー

もっとも大きな変化は、中小企業地域活性化審議会など、中小企業家も発言する機会を持つことができることです。私たち自身が地域を守り、育み、そして変化させる主体として実効的な役割を果たすことができるようになります。

中小企業地域活性化審議会とは

行政や中小企業家、研究者などで構成された条例を具現化する場です。ここでは今の政策に対するPDCAをまわし、より中小企業のためになる政策を検討し、首長へ提言します。

研究会・専門会議の発足

地域性、時代性に即し、時流にのったより専門的課題を検討する場です。審議会で検討された内容を検討したり、審議会への提案等も行う組織です。

あなたのまちの産業振興策

中小企業地域活性化条例と、それを推進する中小企業地域活性化審議会ができることで、私たち中小企業家自身が今の中小企業政策を、より使いやすい、より良いものへと発展させていくことができます。つまり、**自分たちの手で自社の経営に取り組みやすい環境をつくる**ことができるのです。

Image flow

中小企業地域活性化条例

中小企業地域活性化審議会 (仮称)

行政

中小企業

団体

NPO

研究機関

住民

他

研究会・専門会議 (仮称)

ヒト

モノ

カネ

情報

産

官

学

他

PDCAサークルイメージ



地域に根ざす。